

令和6年第3回都城市議会定例会付議請願件名表

番 号	件 名	頁
請願6第1号	高齢者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願書	1

請 願 書

令和6年6月18日

都城市議会議長
神 脇 清 照 様

高齢者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願書

紹介議員 森 りえ 

高齢者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願

2024年6月18日

都城市議会
議長 神脇 清照 様

新日本婦人の会都城北諸支部
支部長 三阪 睦子
紹介議員 森 りえ

【請願趣旨】

現在、全国で高齢者の補聴器購入費への助成を行う自治体が増えており、全日本年金者組合大阪府本部の調査では2024年1月時点で239自治体に広がっています。

高齢者の2人に1人が難聴であると推計されています。難聴は生活の質の低下につながり、認知症のリスクを高めることも明らかになっています。

日本聴覚医学会難聴対策委員会は、平均聴力レベルが40デシベル以上の中等度難聴の方は、「補聴器の良い適応となる」としています。国の「新オレンジプラン」(15年)でも認知症発症の危険因子の一つに難聴があげられており、補聴器を使用することが生活の質の向上につながります。

しかし、補聴器は片耳平均15万円と高額です。「高額で購入できない」「片耳だけで我慢している」と不便な生活に甘んじている高齢者も多くおられます。また、聴力は加齢とともに低下し、補聴器も5年ほどで劣化するので買い替えが必要になります。実施自治体の住民からは、「制度があったから購入できた」「聞こえるようになり、集まりにも行けるようになった」などの声が寄せられています。

助成制度を実施している自治体では、2万円から3万5千円の現金給付でも「助かる」と喜ばれています。三股町では2021年4月から実施されています。

都城市でも高齢者が健康で生きいきと生活するために、補聴器購入費助成制度をつくってください。

記

1. 高齢者の補聴器購入費助成制度を創設してください。

以上のとおり地方自治法124条により請願書を提出いたします。